

財務諸表論 基本問題解答集

宇南山英夫 共著
井上良二

税務経理協会

財 務 諸 表 論 基 本 問 題 解 答 集

宇南山 英 夫 共著
井 上 良 二

税 務 經 理 協 会

著 者 紹 介

宇南山 英 夫

昭和25年 東京大学経済学部卒業
昭和30年 東京大学経済学部大学院(旧制)修了
昭和25年 横浜市立大学商学部助手, 専任講師, 助教授を経て
現 在 横浜市立大学商学部教授
昭和49年～昭和53年 公認会計士試験第二次試験委員
昭和55年～昭和57年 税理士試験委員
主要著書
財務諸表論(評論社)
新企業会計原則精解(中央経済社)
現代財務諸表論(評論社)
基礎的財務会計論(森山書店)
簿記原理【共編】(第三出版)
会計学原理【共編】(第三出版)
原価計算原理【共編】(第三出版)
体系簿記会計演習 1, 2, 3【共編】(同文館)
簿記論【編著】(同文館)
財務諸表論【編著】(同文館)
例解財務諸表論演習【共著】(評論社)
例解簿記論演習【共著】(評論社)
財務諸表論基本演習【共著】(中央経済社)
その他

井 上 良 二

昭和37年 同志社大学商学部卒業
昭和40年 中央大学大学院修士課程商学研究科修了
昭和42年 中央大学商学部助手
昭和45年 中央大学大学院博士課程商学研究科単位修得
中央大学商学部専任講師
昭和46年 同大学商学部助教授
昭和52年 同大学商学部教授
主要著書
財務会計の基礎理論(中央経済社)
精説会計学【分組執筆】(税務経理協会)

著者との契約により検印省略

1063-0805-3911

昭和57年 6 月 25 日 初 版 発 行

財務諸表論基本問題解答集

定 価 980 円

著 者	宇 南 山 英 夫 井 上 良 二
発 行 者	大 坪 嘉 春
整 版 所	音 羽 整 版 株 式 会 社
印 刷 所	ミ ノ ル 印 刷
製 本 所	三 光 社 製 本

発 行 所 東 京 都 新 宿 区 株 式 税 務 経 理 協 会
下 落 合 2 丁 目 5 番 13 号 会 社

郵便番号 161 振替 東京 9-187408 電話 (03) 953-3301 (代表)

乱丁・落丁の場合はお取替えいたします。

© 宇南山英夫・井上良二 1982

本書の内容の一部又は全部を無断で複写複製(コピー)することは、法律で認められた場合を除き、著者及び出版社の権利侵害となりますので、コピーの必要がある場合は、予め当社まで許諾を求めて下さい。

は し が き

本書は、財務諸表論を学ぶ人びとに対し、財務諸表の基礎理論に関する基本的理解を可能ならしめ、もって財務諸表論の体系的・総合的学習に役立つ基礎的知識を修得させることを目的として、編集されたものである。

本書の特色は、次のとおりである。

- 1 本書は、財務諸表の基礎理論に関する基本的な問題を25問選定し、これらを体系的に配列した。問題の選定は宇南山が行ったが、解答は井上が担当した。
- 2 問題の選定にあたっては、重要な基本的事項に関するオリジナルな問題を作成し掲げるよう考慮した。
- 3 問題の解答にあたっては、まず解答に際し留意すべき点を解答のポイントとして示し、次いで模範解答を示すことによって、基礎理論の体系的・総合的理解に役立つよう配慮した。
- 4 解答にさいしては、下掲の書物を参考とするとともに、参考にあたって引用した個所を示し、より一層の学習と検討に役立つよう便宜をはかった。

宇南山英夫著「財務会計の原理」(『原理』と略称) 税務経理協会

宇南山英夫著「現代財務諸表論」(『現代』と略称) 評論社

宇南山英夫
徳谷 昌勇 共著「例解財務諸表論演習」(『演習』と略称) 評論社

宇南山英夫著「基礎的財務会計論」(『基礎』と略称) 森山書店

- 5 本書の解答は、昭和57年5月現在施行中の法令に従っている。したがって、昭和57年10月1日施行の改正商法および法務省の計算書類規則でなく、現行の商法および計算書類規則に従って解答されている。しかし、企業会計原則は昭和57年4月20日に一部修正され、会計理論として有効であるので、これを参照して解答はなされている。なお、改正商法および改正計算書類規則についても必要に応じ補足的説明を加えてある。

財務諸表論は会計学の中心的分野であるが、会計学の総合的・体系的理解の

ためには、いたずらに高度の専門的知識のみの追求に走ることなく、まず基礎的知識の習得に努めなければならない。この意味で、本書が財務諸表論ないし会計学の学習者にしてその総合的理解と体系的整理を志す人びとにとっても、また公認会計士二次試験・税理士試験・簿記検定試験などの各種試験の受験者にとっても、財務諸表論の基礎的理解に役立つ好伴侶となりうるものと信ずる。

本書は、税務経理協会の編集部の強いご要請により、早期に出版の運びとなったため不備・不完全な点も多いが、大方のご叱正を得て、後日より完全なものとするべく努力したい。本書の刊行にあたっては定岡久隆氏にいろいろとお世話になった。ここに厚く御礼申し上げる次第である。

昭和57年6月

宇南山 英 夫
井 上 良 二

目 次

は し が き

〔問題 1〕	財務諸表の本質	1
〔問題 2〕	正規の簿記の原則	5
〔問題 3〕	明瞭性の原則.....	9
〔問題 4〕	継続性の原則.....	14
〔問題 5〕	保守主義の原則	17
〔問題 6〕	重要性の原則.....	21
〔問題 7〕	損益計算の諸原則	27
〔問題 8〕	損益計算書の様式	31
〔問題 9〕	収益の認識基準	34
〔問題10〕	減 価 償 却.....	38
〔問題11〕	期末棚卸法.....	43
〔問題12〕	棚卸減耗損と臨時損失	47
〔問題13〕	貸借対照表の本質	50
〔問題14〕	貸借対照表完全性の原則	53
〔問題15〕	貸借対照表の区分および科目の分類	56
〔問題16〕	資産評価の原則	59
〔問題17〕	費用配分の原則と発生主義	63
〔問題18〕	資産評価の例外的基準としての時価	68
〔問題19〕	財産の評価基準	72
〔問題20〕	債 権	74
〔問題21〕	貸借対照表評価原則	77
〔問題22〕	有形固定資産の原価配分	80
〔問題23〕	営 業 権.....	83
〔問題24〕	繰 延 資 産.....	86
〔問題25〕	負債性引当金.....	90

〔問題 1〕

「企業の財務諸表は、記録と慣習と判断の総合的表現にはかならない」といわれている。この意味を事例を引用して明らかにしなさい。

〔解答のポイント〕

- (1) 現在の企業会計は、継続企業を前提とし、会計期間の公準に基づいて行われていることを明らかにすること。
- (2) したがって、見積りの介入をさけることができず、現在の企業会計は主観的要素を持つ可能性があるが、これを避けてできるかぎりの客観性を得るために、慣習に従うこと。
- (3) 複数の慣習が存在する場合、最適な慣習を選択適用するために判断を要すること。また、全く慣習が存在しない場合においては、より一層の判断が必要とされること。
- (4) これらのことを事例によって明らかにすること。

〔引用箇所〕

『原理』19—26頁，82—84頁。

『現代』11—12頁，192—200頁。

『演習』3—4頁。

『基礎』61—68頁。

〔解 答〕

近代会計は、中世イタリアに見られた季節的短期的な企業の下での口別損益計算、したがって、また、全体計算と異なり、継続企業を前提とする期間計算として行われる。全体計算の下では、企業活動の終結までを一会計期間とするため、すべての事象は、現金収支として解消し尽くす。よってそこでは、いかなる見積りも介入することはない。ところが、期間計算の下では、継続的な企業活動を人為的に期間に区切って計算を行うため、将来事象の見積りは不可欠

となる。

この将来事象の見積りが経営者の個人的判断によってなされるとすれば、そこには、経営者の主観が反映されることになる。この見積りに、準拠しうる何らかの基準がないかぎり、経営者の主観の介入を避けることはできない。こうして、期間計算を前提とする近代会計は、経営者の主観を反映しての主観的な性格を具有する可能性を常に有することになる。したがって、近代会計の下で作成される財務諸表も、また、この主観の反映されたものとならざるをえないのである。

ところが、企業の会計報告にあたっては、提供される資料の性格と明らかにされる程度、会計報告書の報告形式、および、会計報告書が一般に認められる会計原則に従って適正に表示されているかどうかが問題となる。ここにおいて、第三の問題が重要である。なぜならば、企業会計には信頼しうる情報を提供することが要求されているからである。そして、伝統的会計における信頼性は、客観性に基礎づけられての信頼性である。この客観性は、上記のごとく、一般に認められた会計原則に準拠することによって得られるのである。

一般に認められたということは、実質的に権威ある支持が存在することを意味する。実質的に権威あるとは、経験を基礎として良き会計実務に基づいているか、権威ある団体による支持があるということである。この場合、実質的な権威には、会計理論したがって、公準をも含むものであることに注意しなければならない。このように理解することによって一般に認められた会計原則は、良き会計実務のうち、会計公準によって支持されたものと解されるからである。

会計実務は、実践を通じての慣習によって形成される。したがって、良き会計実務とは公準によって支持された会計原則、すなわち会計実務における慣習にはかならないのである。ここにおいて、近代会計における財務諸表は慣習を基礎としていることが明らかとなるのである。

しかし、良き会計実務が確定されたとしても、それによって、すべての判断が排除され尽くすわけではない。なぜならば、同一の経済事象を会計慣習によって表現する場合、複数の会計慣習が存在することがあるからである。そこで

はどの会計慣習に依拠すべきかの判断がなされなければならない。

そうであれば、近代会計における財務諸表は、記録と慣習と判断を総合して表現しているという必要があるのである。このことを、減価償却によって示せば次のとおりである。

減価償却とは、固定資産の取得原価を、費用配分の原則によって、それが使用される各期間に配分する会計手続であるが、この計算を行うためには、三つの要素が必要である。第一は、取得原価であり、第二は残存価額であり、第三は耐用年数（または総利用可能量）である。取得原価は、取得価額または製作価額であり、その決定には、記録と慣習と判断とが必要であるが、減価償却の問題にかぎっていえば、取得原価はすでに決定され、記録された事実と考えられる。ここに、減価償却における記録が存在する。

第二の残存価額は、見積りによらなければならない。したがって、そこでは判断が存在することとなる。第三の耐用年数についてもこのことは全く同様である。ここに、減価償却における判断が存在するのである。

これによって、固定資産価額のうち償却を要する額が決定されるのである。しかし、各期間への配分は、これらの計算のみでは行うことができない。使用期間各期における費消額は不可視であるからである。各期における費消額が上記のように、事実との厳密な照応関係で把握しえないとすれば、個人的判断によって見積もられる必要が生ずる。しかし、それでは、客観性は確保できないのである。そこに存在するものが、一般的な合意の存在している各種の減価償却計算法である。定額法、定率法、償却基金法、年金法などがそれである。これらは、良き会計実務とされ、一般に認められた会計原則の枠内に導入されているものである。それゆえに、これらは、会計慣習であると位置づける必要がある。ここに、減価償却における慣習が存在する。同時に、慣習が複数あるところから、ここには、特定の一つの慣習が選択適用される必要が生ずる。判断の存在である。

以上によって、損益計算書では減価償却費、貸借対照表では取得原価および減価償却累計額を通じて、記録と慣習と判断とが導入されることになる。こう

して、財務諸表は、記録と慣習と判断の総合的表現であるといわれなければならないことになるのである。

〔問題 2〕

正規の簿記の原則について、次の事項を説明しなさい。

問 1 この原則の意味

問 2 この原則と真実性の原則との関係

問 3 この原則と重要性の原則との関係

問 4 この原則は商法において、どのように規定されていますか。

〔解答のポイント〕

- (1) この原則のもつ具体的意味を明らかにすること。たとえば、記録原則にすぎないのかどうか。あるいは、いかなる要件を表現するのかなどである。
- (2) 真実性の原則が他の一般原則との関係においてどのように位置づけられるのかを示すこと。
- (3) 正規の簿記の原則は、重要性の原則によって制約されているかどうかを示すこと。
- (4) 商法の計算規定中に、(1)で明らかにした意味をもつ規定があるかどうかを検討して示すこと。

〔引用箇所〕

『原理』94—102頁，127—139頁。

『現代』15—22頁。

〔解 答〕**問 1**

正規の簿記の原則は、ドイツ商法における正規の簿記の諸原則と異なり白紙規定ではない。それは、正確な会計帳簿の作成を要請する原則であると解せられる。会計帳簿とは、「商法と企業会計原則との調整に関する意見書」によれば、仕訳帳と元帳である。仕訳帳は取引の歴史的記録を行い、元帳は、勘定を本位として組織的記録を行うものである。したがって、正規の簿記の原則は、

まず、取引を信頼しうる客観的な証拠に基づいて、細大もらず正確に記録することを要求する原則である。第二に、正確であるためには、その記録が自動的に検証されるように明瞭かつ組織的で完全でなければならない。こうして、正規の簿記の原則は記録の正確性、信頼性、網羅性、明瞭性、組織性、完全性などを要求するものであり、記録原則であることは明らかである。

正規の簿記の原則は、このように正確な会計帳簿を作成する原則であるが、通常、これらの会計帳簿を有すること、およびそれらを正確に作成すべきことが、それから財務諸表を作成するために必要とされる。このことから、正規の簿記の原則は誘導法による財務諸表作成を要請する原則であるとも解されるのである。

さらに、「企業会計原則注解」の注1では、「重要性の乏しいものについては、本来の厳密な会計処理によらないで他の簡便な方法によることも、正規の簿記の原則に従った処理として認められる」と述べ、貸借対照表原則の一で「ただし、正規の簿記の原則に従って処理された場合に生じた簿外資産及び簿外負債は、貸借対照表の記載外におくことができる」と示している。これは、正規の簿記の原則が会計処理の原則でもあることを示しているのである。

こうして、正規の簿記の原則は、記録、会計処理、財務諸表作成方法について規定した原則であるという意味づけなければならない。これが正規の簿記の原則の意味である。

問2

真实性の原則は、相対的真實性を要求するものであるといわれる。この「相対性」は、ドイツ貸借対照表真實性における完全性と真正価値による絶対的真實性と対立しての相対性、会計目的にたいする相対性、全体計算における絶対的真實性に対する期間損益計算の相対性などであるといわれる。しかし、これらは真實性そのものを具体的に示していない。

このことから、「企業会計原則」における真實性の原則それ自体は、具体的内容をもつものではないということが明らかとなる。それは、他の一般原則あるいは他の原則が守られるならば、真實なものとみなすという意味で他の諸原

則を総括する原則であると解されるのである。

他方、正規の簿記の原則は、記録、会計処理、財務諸表作成を規定する原則である。財務諸表の真実性を要求する一種の倫理的規定としての真実性の原則の意味内容は、記録の正確性、正確な会計処理、それらに基づく正確な財務諸表の作成、すなわち、正規の簿記の原則の要請が有効に充足されて初めて達成されうることになるのである。したがって、正規の簿記の原則は真実性の原則を保証する原則と位置づけられなければならない。これが両原則間の関係である。

問 3

重要性の原則は、元来、利用者の意思決定にとって重要な項目の明示を要請する原則である。ところが、わが国の「企業会計原則」では問1の会計処理の問題のさいに明らかにしたように、正規の簿記の原則と関連するかぎり重要性の乏しいものについては、厳密な会計処理をすることなく簡便な方法によることを容認する原則とされている。換言すれば、理論的な会計原則ではなく、補正的な会計慣行としての原則である。したがって、正規の簿記の原則の本来的要請である厳密な会計処理を簡便な方法で代置せしめるのが重要性の原則であるということになる。すなわち、本来の厳密な会計処理の要請を緩和することによって正規の簿記の原則を修正せしめる原則である。しかし、わが国の「企業会計原則」では、この重要性の原則によって簡便な会計処理をしても、正規の簿記の原則に従った処理と認めるとしている。したがって、正規の簿記の原則と重要性の原則は相互に独立し、後者が前者を修正するというものというよりも、後者が前者の枠内にありながら、その適用を制限あるいは制約しているものというべきであろう。これが、正規の簿記の原則と重要性の原則との関係である。

問 4

商法の計算規定では、正規の簿記の原則という原則を明示的に示し、あるいは、その用語を用いているところはない。しかし、正規の簿記の原則は、記録、会計処理、財務諸表作成についての原則であった。これらを意味する規定

があれば、それは商法における正規の簿記の原則であるといえることができるであろう。

商法第32条第1項は「商人ハ營業上ノ財産及損益ノ状況ヲ明カニスル為会計帳簿及貸借対照表ヲ作ルコトヲ要ス」としたのち、第33条において次のように規定する。

会計帳簿ニハ左ノ事項ヲ整然且明瞭ニ記載スルコトヲ要ス

一 開業ノ時及毎年一回一定ノ時期ニ於ケル營業上ノ財産及其ノ価額、会社ニ在リテハ成立ノ時及毎決算期ニ於ケル營業上ノ財産及其ノ価額

二 取引其ノ他營業上ノ財産ニ影響ヲ及ボスベキ事項

② 貸借対照表ハ開業ノ時及毎年一回一定ノ時期、会社ニ在リテハ成立ノ時及毎決算期ニ於テ会計帳簿ニ基キ之ヲ作ルコトヲ要ス

この規定は正確な会計帳簿作成のための規定と会計帳簿からの財務諸表（本条では貸借対照表のみであるが、株式会社の計算書類では損益計算書も含まれる）の作成を要求する規定である。この意味で、本条は、正規の簿記の原則を実質的に規定した条項であるといえることができる。

さらに、また、第32条第2項は「商業帳簿ノ作成ニ関スル規定ノ解釈ニ付テハ公正ナル会計慣行ヲ斟酌スベシ」としている。これら会計処理に関する規定の解釈について述べたものであり、正規の簿記の原則と関係する規定である。ここでの「公正ナル会計慣行」の主たるものとして「企業会計原則」があると解されているから、それを通じて、商法中に正規の簿記の原則は存在しうるともいえることができる。

〔問題 3〕

明瞭性の原則に関して、次の問に答えなさい。

問1 現代会計において、この原則が重視されなければならない理由。

問2 この原則において、(a)何が明瞭表示されるべきか、また(b)誰に対して明瞭表示がなされるべきか、さらに(c)いかにして明瞭表示がなされるべきか、を明らかにしなさい。

問3 この原則と重要性の原則との関係。

〔解答のポイント〕

- (1) 大規模化した企業の特質から明らかにすること。
- (2) 明瞭性の原則の意味を報告内容、報告対象、報告形式について考えること。
- (3) 明瞭性の原則にたいして消極的な重要性の原則がもつ意味を明らかにすること。

〔引用箇所〕

『原理』105—111頁。

『現代』24—26頁。

『演習』13—14頁。

『基礎』14—17頁、28—36頁。

〔解 答〕

問1

企業の大規模化によって、企業資金需要の巨大化、企業の社会的、公共性の増大が生じてきた。企業にたいする資金投資者、すなわち株主の増大は必然的に所有と経営の分離を生じ、かくて、経営になんらの直接的関係をももちえない多数の株主が生じた。このような株主を不在投資家という。彼らは、直接に経営に関与することなく、配当と将来の株価の動向、したがって、企業の

安全性と利益獲得能力に関心をもつ。それは、配当への参加を中心とする利害を有するからである。

また、投資者のみならず、企業に資金を提供する銀行その他の債権者も貸付資金の回収および利息の受入れに関して利害関係をもち、大きな関心を財務諸表に寄せる。従業員あるいは労働組合も賃金および賞与に関連して利害関係をもつ。さらに、一般消費者といえども、財貨および用役の価格や円滑な供給をめぐり利害関係を生ずるし、政府および地方公共団体も課税を通じて利害関係を有する。近年では、公害をめぐり地域住民も、また、利害関係をもつにいたっている。

不在投資家であれ、地域住民であれ、このような利害関係をもちながら、企業の経営に直接関与しないため、彼らの利害に基づく関心を満足せしめるためには、企業の経営活動にともなう経営成績および財政状態を知らしめる何らかの手段が必要とされる。現在、その役割を担っているのが財務諸表である。したがって、この財務諸表は、明瞭かつ完全にこれら利害関係者にとって必要な会計事実を表示するものでなければならないのである。ここに、明瞭性の原則が重視されなければならない理由がある。

問 2

(a)何が明瞭表示されるべきかについては、財務会計の報告目的との関連で明らかにされなければならない。この報告目的を利害関係者の利害にかかわる意思決定にとって有用な情報の提供であるとすれば、利害関係者の経済的意思決定にかかわる情報要求が明らかにされる必要がある。利害関係者は上述のごとき利害を持つものであるから、彼らの情報要求は配当額および株価、利息、賃金、製品価格、課税額、支払能力あるいは公害防止への対応・負担能力に関するものであると想定されうる。それらは、企業の収益力および財政状態の表示によって充足されうる場合が多い。このように理解するならば、何を明瞭表示すべきかはおのずから明らかである。企業の経営成績と財政状態とである。

(b)誰に対して明瞭表示がなされるべきかについては、上述のように、企業に利害関係をもつ利害関係者であるというべきである。ただ、その場合であって

も、どの程度の専門知識の保持者を対象とするかの問題がある。M. ムーニッツによれば、会計知識をもっている投資者あるいは標準の利用者であるとし、E. S. ヘンドリクセンによれば、標準の利用者とは専門的知識を有しない人と専門家との中間をいうものとされる。

(c)いかにして明瞭表示がなされるべきかについては、次のような問題がある。第一は財務諸表の形式の問題であり、財務諸表の様式、区分、項目の配列、科目の分類、名称にかかわるものである。この場合、細目性と網羅性を含む詳細性と概観性とが要求される。詳細性は、明瞭であるためには、必要な会計事実については細大洩らさず表示し、相殺してはならないことを要求するものである。

しかしながら、他方で、過度の詳細性はかえって明瞭性を害することもある。したがって、科目の適正な分類や配列によって総括的に表示することも明瞭表示にとって重要である。この場合には、詳細性は脚注や附属明細表によって達成されることになるのである。

第二の問題は、財務諸表によって提供される資料の性格と明らかにされる程度の問題である。財務諸表によって明らかにされる資料の性格は財務会計情報の特徴を備えたものでなければならない。この判断の基準（財務会計情報の有用性判断の基準）には目的適合性、中立性、完全性、理解可能性などがあるとされている。また、明らかにされる程度は、誤解を生じさせず、重要かつ適切な情報であることである。

第三は、財務諸表が一般に認められた会計原則に従っているかどうかの問題である。このことは、財務諸表が適正に表示されているかどうかを一般に認められた会計原則への準拠性によって判断しようとするものである。一般に認められた会計原則に従って適正に表示された財務諸表は明瞭表示の要請をも満足しうることを意味するのである。

こうして、明瞭表示を達成する方法は、詳細性と概観性を満足し、財務会計情報有用性判断の基準を充足し、誤解を生ぜしめず、一般に認められた会計原則に準拠した財務諸表を作成することであるということになる。